

資 料
No. 2
都市整備部

平成24年1月19日

私道防犯灯設置基準及び防犯灯補助金交付要綱の一部改正について

1 改正理由

発光ダイオード（LED）を用いた街路灯器具は、これまでの道路照明に比べて省エネルギーであり、二酸化炭素排出量も削減できるなど、環境にやさしい新しい照明として期待されている。これを受け本区では、平成21年度から2か年の主要区画道路における試験設置を経て、今年度から「水銀灯80W」の明るさに相当するLED街路灯器具への取替え工事を行っている。

今般、狭隘な生活道路においても使用できるLED製品が開発され、実用化されていることから、新たに私道防犯灯設置助成の対象器具に加え、更に環境負荷の低減を図るべく、私道防犯灯設置基準と防犯灯補助金交付要綱を一部改正するものである。

2 改正内容

(1) 私道防犯灯設置基準

今までの設置助成対象機種である蛍光灯32ワット1灯用及び蛍光灯20ワット1灯用にLED照明を追加し、自治町会等の選択肢を広げる。

(2) 防犯灯補助金交付要綱

LED照明に対する補助金額は、LED照明の電気料金が、蛍光灯32ワット及び蛍光灯20ワットの電気料金の約70%であることから、蛍光灯の補助金額3,500円の約70%にあたる2,500円とする。

3 実施時期

平成24年4月1日

